

# 令和 8 年度 松江市ものづくり関心向上啓発活動支援事業補助金 実施要領

## 1. 補助事業の目的

この制度は、製造業を営む市内中小企業者または企業グループ等が実施するものづくり関心向上に資するオープンファクトリーやものづくり体験イベント等の必要な経費の一部を補助することにより、学生を中心としたものづくりへの関心向上啓発及び中小企業者の人材育成・確保、または地域間の連携や活性化に寄与すること目的としています。

## 2. 概要

補助対象者	市税の滞納がなく、かつ、次に掲げるいずれかに該当するもの (1) 中小企業支援法(昭和 38 年法律第 147 号)第 2 条第 1 項に規定する中小企業者のうち、次のいずれかに該当するものをいう。 ア 市内に本社を有するもの イ 市内に製造拠点を有するもの (2) 製造業を主たる事業として営む中小企業者が幹事となり、かつ、複数の中小企業者で構成するグループ(当該中小企業者の会費を主たる財源にしているグループに限ります。) (3) 協同組合等(中小企業支援法(昭和 38 年法律第 147 号)第 2 条第 1 項第 4 号に規定する団体)
補助対象事業	ものづくりへの関心向上に資する取組 例 オープンファクトリー、ワークショップ、出前講座、 小中学生向け職業体験・工場見学・VR 工場見学など <div style="border: 1px solid red; border-radius: 15px; padding: 10px; margin-top: 10px;"><p>※ただし、以下の場合は対象外とします。</p><ul style="list-style-type: none"><li>・同様の趣旨の補助金等を受けている事業</li><li>・公的機関による金銭的支援を受けている事業</li></ul></div>
補助対象経費	別表に掲げる経費。(消費税及び地方消費税の額を除きます。)
補助率 補助上限額	補助率: 補助対象経費の 3 分の 2 の額(1,000 円未満切捨て) 上限額: 20 万円
申請受付期間	令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで ※予算がなくなり次第受付を終了します。
最終の事業 完了日	令和 9 年 3 月 31 日 ※この日以内で、経費の精算を含めた事業の全ての手続きを完了できる事業が補助対象となります。 ※約束手形や電子記録債権等はその決済も含め上述の日までに完了する必要があります。

## 別表

機械装置等 購入費	補助事業の実施に直接使用する機械装置、備品等(汎用性のあるものを除きます。)の購入及び設置に要する経費
原材料・ 副資材費	補助事業の実施に直接使用し、消費される原料、材料及び副資材費の購入に要する経費
広告宣伝費	のぼり・看板・チラシ・パンフレット等作成費、新聞折り込み等経費、補助事業の実施に必要なPR動画作成費等
使用料	会場使用料、機材・備品レンタル料等
謝金・委託費	講師等への謝金・出演料、運営・会場設営委託費等
その他経費	その他市長が特に必要と認める経費

### 3. 申請書類の取得方法

松江市ホームページに掲載していますので、以下のとおりアクセスしてダウンロードしてください。

(1)以下の URL にアクセスし、該当補助金のページにアクセスする。

[https://www.city.matsue.lg.jp/sangyo\\_business/sangyoshinko/seizou\\_shien/index.html](https://www.city.matsue.lg.jp/sangyo_business/sangyoshinko/seizou_shien/index.html)

※松江市ホームページのトップページからは以下のとおりアクセスできます。

トップページ>産業・ビジネス>産業振興>製造業等補助金・支援制度

(2)「申請様式・実績報告様式」欄から様式をダウンロードする。

### 4. 申請方法

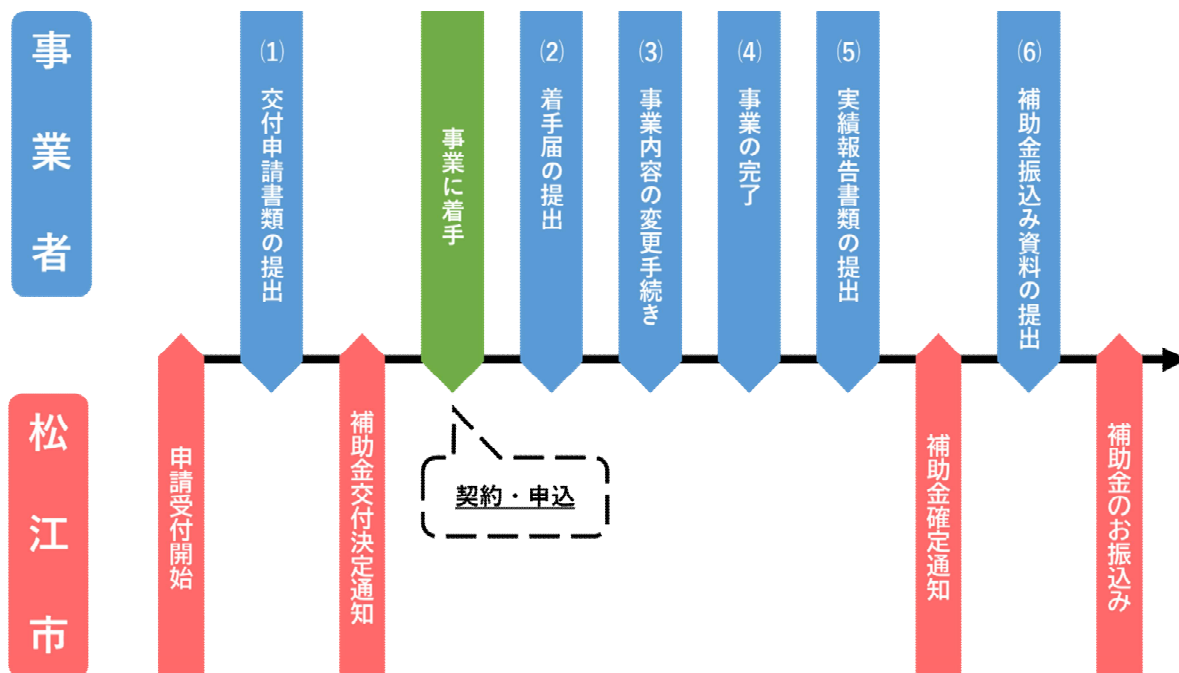
必要書類を以下のメールアドレスにご送付ください。

[misc-hojokin@city.matsue.lg.jp](mailto:misc-hojokin@city.matsue.lg.jp)

(松江市ものづくり産業支援センター補助金担当メールアドレス)

※メールでのご提出ができない場合は、「6. 問合せ先」までご相談ください。

## 5. 手続きの流れ



### (1) 補助金等交付申請書の提出

以下の書類を当センターへご提出ください。

#### ① (別記様式)補助金等交付申請書

※事業の完了は経費の精算を含めすべての事務手続きが完了した日とします。

完了予定日よりも早く事業が完了しても問題ありませんので、事業期間は余裕をもった日程を見込んでください。

#### ② (別紙1)事業計画書

#### ③ 次に掲げる書類

##### (1)申請者が企業グループの場合

ア 企業グループの概要が分かるもの

イ 幹事選定報告書

##### (2)申請者が企業グループ又は協同組合等の場合

定款又はこれに準ずる規約、会則等

#### ④ 補助事業の内容が分かる資料

※取得する機械装置等のカタログや仕様書等

#### ⑤ 見積書及びその明細又は経費の根拠が分かる資料

※申請時点で提出できない場合は概算にて算出してください。

ただし、機械装置等については必ず提出してください。

#### ⑥ 直近2期分の決算書の写し

### (2)着手届の提出

補助金等交付決定が通知されたら事業に着手し、(様式第4号)着手届を当センターへご提出ください。

### (3)事業内容の変更手続き(※必要な場合のみ)

交付決定時の内容に変更があった場合(※)は交付決定内容の変更手続きを行う必要な場合があります。事業内容に変更が発生しそうな場合や既に発生してしまった場合は速やかに当センターへご連絡ください。

※該当のケースの例

- 事業が遅延し完了予定日までに事業が完了できなくなった。
- 見積金額が変更になり補助事業経費に変更が生じた。

### (4)事業の完了

交付申請時(変更を申請し承認を受けた場合は変更時)に定めた完了日までに事業及び事業に係る経費の支払を完了してください。

### (5)実績報告書類の提出

すべての経費の支払いが完了したら、1か月以内に以下の書類を当センターへご提出ください。※3月中の支払い完了の場合は4月10日までにご提出ください。

- ① (様式第4号)完了届
- ② (様式第5号)実績報告書
- ③ (別紙3)事業報告書
- ④ 補助事業の実施が確認できる資料  
※ものづくり関心向上に資するオープンファクトリーやものづくり体験イベント等を実施した際の写真等  
※補助対象経費に機械装置等購入費を計上している場合は、導入した機械装置等の写真
- ⑤ 補助対象経費に係る請求明細の分かる資料  
※補助対象経費に原材料・副資材費を計上している場合は「原材料等の受払簿」を添付してください。
- ⑥ 領収書等補助対象経費の支払いが完了したことが分かる資料
- ⑦ 補助金利用アンケート  
※松江市 HP の本補助金ページから様式がダウンロードできます。

### (6)補助金振込み資料の提出

補助金確定通知を受けたら、以下の書類を当センターにご提出ください。

- ① (様式第7号)補助金等交付請求書
- ② 口座振込依頼書
- ③ 振込先口座の取扱銀行・支店名、預金種別、口座番号、口座名義がわかるもの

## 6. 問合せ先

松江市産業経済部ものづくり産業支援センター

〒690-0816 松江市北陵町1番地 テクノアークしまね内

電話:0852-60-7101 FAX:0852-25-0300

Mail:[misc-hojokin@city.matsue.lg.jp](mailto:misc-hojokin@city.matsue.lg.jp)